

# 時評

## 家永教科書訴訟の東京地裁杉本判決から 50年目の夏に考えたこと



弁護士  
加藤文也

**今**から50年前の7月17日、歴史学者の家永三郎さんが起こした教科書検定の是非を問う憲法訴訟に対し、東京地裁(杉本良吉裁判長)は、以下のような判断を踏まえ処分を違憲とした。

憲法26条の教育を受ける権利は、生存権の基本権の文化的側面として、実質、子どもの学習権を保障したものであり、その学習権保障に対応し、その責務を担うものは親を中心として国民全体であると考えられる。

「現代国家の理念とするところは、人間の価値は本来多様であり、また、多様であるべきであって、国家は人間の内面的価値に中立であり、個人の内面に干渉し価値判断を下すことはしない」「国家は教育のような人間の内面的価値にかかわる精神活動については、できるだけその自由を尊重しこれに介入するのを避けるべきである。」

当時の新聞報道から、同判決は、親、教師をはじめとする多くの国民を励ましその責任を自覚させ、一方、政府機関に対して教育行政を改めるよう迫るも

ので、社会的衝撃が大きかったことを窺い知ることができる。

当時、わが国は、上記のような問題があるにしろ、1971年のOECDの教育調査団の報告からも分かるように、高等教育には問題があるが、初等・中等教育は国際的にも高い評価を得ていた。また、明治期、社会的共通資本として教育に、他の分野に比し多額の投資をしたこと、さらに、戦後改革の理念に従った教育が行われたことが、貧困から脱却し、早期に復興し、均質性の高い社会を実現することになったとみられていた。

杉本判決から50年目の夏を、新型コロナウィルスのパンデミックと、終末時計が史上最悪の100秒前となり「核による大惨事」の危険性が高まるなかで迎えた。

世界中で、子どもの学習権が侵害される深刻な事態が生じている。

本年2月、安倍首相が、独断で、全国の学校の一斉休校の要請をだし、ほとんどの学校が3か月にわたって休校となった。が、新型コロナの発生状況は地域により大きなばらつきがあったこと、また、若年者は、重症化するリスクが低いと考えられていたことからすれば、一斉休校の必要性はなかったと考えられる。貧困等家庭環境に問題のある子どもに対する配慮を欠き大きな問題を残した。

新型コロナ禍の問題は、全人類的な課題として世界中の国々、機関の協力の必要性を認識させるとともに、ウィルスと共生する社会を創っていくことを促しており、わが国の場合、これまでの政策を改め、社会的共通資本としての教育、医療、福祉をすみやかに再構築し、産業構造を転換していくことが求められていると考える。

広島への原爆投下から75年を迎えた8月6日、核廃絶につながる核兵器禁止条約を新たに3か国が批准、8月9日には、さらに1か国が批准し、同条約発効に必要な50か国にあと6か国となった。日本政府は、アメリカの核抑止力に依存していることを前提に今なお同条約を批准していない。が、ウィリアム・ペリー元国防長官が指摘するように、今、米口は「第2の冷戦」とも呼ばれる状況に陥っており、コンピューターの誤作動や人為的ミスにより、偶発的に核戦争が始まる危険性が高まっている。

家永さんが、提訴の究極の目的は、戦争の惨禍が起こらない、平和で、人間の尊厳が保障される社会(世界)を創っていくことにあるとし、私達一人ひとりが核戦争等による人類の滅亡の危険に対して作為、不作為の責任を自覚すべきではないかと説いておられたのを思い起こしている。

(かとう ぶんや)